

堺男女共第 1482 号  
令和 3 年 1 月 20 日

堺市男女平等推進審議会  
会長 養父 知美 様

堺市長 永藤 英機



堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

#### 諮問

男女平等推進の施策と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に一体的に取り組み、両施策を効果的かつ計画的に推進するための基本的な方向について、貴審議会の意見を求める。

#### 理由

堺市は、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を平成 14 年 4 月に施行し、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 4 期さかい男女共同参画プラン」に沿って、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進している。また、平成 30 年度から「第 2 次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に沿って、DV の防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進している。

こうした状況のもと、令和 3 年度の「第 4 期さかい男女共同参画プラン」計画期間終了にとともに、これまでの両計画の進捗状況や男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化、市民意識の変化等を考慮のうえ、両計画を統合し、堺市における新たな男女共同参画計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。